

定額補助を申請する場合の提出書類等について

(令和4年福島県沖地震グループ補助金)

1 定額補助について

補助対象者が「特定被災事業者」に該当する場合、5億円を上限に、補助対象経費の全額を補助金額とすることができます。

なお、補助金額が5億円を超える場合、超えた分の補助率は、中小企業者及び小規模企業者は3/4以内、それ以外は1/2以内となります。

定額補助を申請する場合には、特定被災事業者に該当することがわかる書類の提出が必要です。詳細は、後述の「3 定額補助を申請する場合の提出書類について」を御参照ください。

2 特定被災事業者について

「特定被災事業者」とは、以下の全ての要件を満たしている事業者をいいます。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- (2) 東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であって、かつ、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者
 - ① 地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けたこと。
 - ② 直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業況が悪化したこと。
 - ③ 県内の他の地域に避難して事業を再開したこと。
- (3) 次のいずれかに該当する事業者
 - ① 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高と比較して、20%以上減少している事業者
 - ② 別表のとおり、令和3年福島県沖地震発生時又は令和4年福島県沖地震発生時において、厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者
- (4) 交付申請時又は令和3年福島県沖地震発生時において、東日本大震災からの復旧又は復興に向けた事業活動に係る債務を抱えており、知事が認めた事業者
- (5) 令和4年福島県沖地震により、施設・設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者

【別表（２（３）②の要件）】

項目	要件
<p>厳しい債務状況にある事業者</p>	<p>次のいずれかに該当し、早急に企業再建を行う必要がある事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 借入債務等が株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する事業者 2 取引先の業況悪化の影響を受ける等、一定の要件に該当する事業者 3 過剰債務の状況に陥っている事業者 4 中小企業活性化協議会等の関与の下で事業の再生を行う事業者 5 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている事業者 6 第二会社方式により再生を図る事業者 7 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る事業者
<p>経営再建等にに取り組む事業者</p>	<p>相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られる等、関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる事業者</p>
<p>認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者</p>	<p>次のいずれの事項についても、認定経営革新等支援機関による確認を受けている事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和４年福島県沖地震からの復旧・復興に向けて、自己資金の活用が厳しい経営環境であるものの、長期的には十分に採算性が見込まれること 2 経営環境等を見据えた適正な規模での復旧等であること

▶ 上記別表の「過剰債務の状況」とは、原則として令和３年福島県沖地震又は令和４年福島県沖地震被災時の直近の決算期において、次のいずれかの要件を満たすものをいいます。

- 1 債務超過に陥っている事業者
- 2 繰越欠損を計上している事業者
- 3 次式で判定した年数が15年以上となる事業者

$$\{ \text{有利子負債（短期借入金＋長期借入金＋社債）} \} \div \{ \text{減価償却後営業利益} \times 1 / 2 \text{（営業欠損の場合は} 1 / 2 \text{を乗じない）} + \text{普通減価償却費} \}^{*1}$$
- 4 次式で算出した値が正となる事業者

$$\text{長期借入金及び社債の年間返済額}^{*2} - \{ \text{減価償却後経常利益} \times 1 / 2 \text{（経常欠損の場合は} 1 / 2 \text{を乗じない）} + \text{普通減価償却費} \}^{*1} - \text{金融機関調達（予定含む）}^{*3}$$

※１ 試算期で判定する場合は、「試算期末からさかのぼって12か月間の損益計算書」を用いて判断する。

※２ 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の年間返済額をいう。

※３ 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の金融機関調達額（設備資金を除く）をいう。

3 定額補助を申請する場合の提出書類について

定額補助を申請する場合は、認定申請書と併せて、次の書類を提出してください。

要件	提出書類	
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者	<p>営業が困難となった又は売上が減少したことを示す書類 (新型コロナウイルス感染症に対する支援(※)を活用した際の証明書等(写し)等)</p> <p>(※ 支援の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金 ・ 感染症拡大防止協力金(時短営業等) ・ 金融支援(新型コロナウイルス感染症による、業況悪化を対象とした特別貸付等) ・ 地域企業経営支援金 	
(2) 東日本大震災により被害を受けた①・②のいずれかに該当する事業者であつて、かつ、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者	<p>国等が実施した支援を活用した実績を示す書類 (国等の公的機関による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援(※)を活用した際の交付決定通知書等(写し))</p> <p>(※ 支援の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループ補助金 ・ 津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業 ・ 雇用調整助成金 ・ 復興特別区域法における税制優遇利子補給など ・ 金融支援(東日本大震災復興特別貸付、東日本大震災復興緊急保証、地方自治体の制度融資など) ・ 岩手県産業復興相談センターの利子補給助成金や、(株)東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取等の支援 	
①・②のいずれかに該当	① 地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けたこと	東日本大震災に係る罹災(被災)証明書の写し
	② 直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業況が悪化したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業績が悪化した時点における決算書(写し) ・ その他、業績の悪化に至る経緯が分かる書類

要件		提出書類
(3) 次のいずれかに該当する事業者		
①・②のいずれかに該当	① 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高と比較して、20%以上減少している事業者	各期間の売上げ状況が分かる資料 ア 令和3年福島県沖地震で比較する場合 【法人】 平成22年11月～平成23年1月分及び令和2年11月～令和3年1月分の貸借対照表及び損益計算書(写し) 【個人事業主】 平成22年11月～平成23年1月分及び令和2年11月～令和3年1月分の確定申告書及び収支計算書等(写し) イ 令和4年福島県沖地震で比較する場合 【法人】 平成22年12月～平成23年2月分及び令和3年12月～令和4年2月分の貸借対照表及び損益計算書(写し) 【個人事業主】 平成22年12月～平成23年2月分及び令和3年12月～令和4年2月分の確定申告書及び収支計算書等(写し)
	② ア～ウの全てを満たす事業者	厳しい債務状況の要件((ア)～(キ))にあることを示す書類(詳細は御相談ください。) (ア) 借入債務等が株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する事業者 (イ) 取引先の業況悪化の影響を受ける等、一定の要件に該当する事業者 (ウ) 過剰債務の状況に陥っている事業者 (エ) 中小企業活性化協議会等の関与の下で事業の再生を行う事業者 (オ) 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている事業者 (カ) 第二会社方式により再生を図る事業者 (キ) 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る事業者

要件		提出書類
①・②のいずれかに該当	② ア～ウの全てを満たす事業者	イ 交付申請時において経営再建等に取り組んでいる事業者 (ア)及び(イ)の書類 (ア) 企業再建計画書 ・ ホームページに掲載されている参考様式及び記載例を参照し、作成してください。 ・ 参考様式以外の計画書等を使用する場合には、厳しい債務状況にあることを必ず記載してください。 (イ) 企業再建計画の確認書 (【定額補助】金融機関による確認書)
	ウ 認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者	定額補助要件の確認書 (【定額補助】認定経営革新等支援機関による確認書)
(4)	交付申請時又は令和3年福島県沖地震発生時において、東日本大震災からの復旧又は復興に向けた事業活動に係る債務を抱えており、知事が認めた事業者	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災からの復旧又は復興に向けた事業活動に係る借入残高を示す書類 金融機関が発行する借入金残高証明書の写し 借入内容が分かる契約書の写し
(5)	令和4年福島県沖地震により、施設・設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者	令和4年福島県沖地震に係る罹災(被災)証明書の写し